

奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	会長
2	岡本 サト子 岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
3	カメモト カズヤ 亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
4	キタオカ ミツヨ 北岡 光代	公募委員	
5	クリモト 恭子 栗本 恭子	公募委員	
6	スギヤマ トキヨ 杉山 時期子	奈良県私立幼稚園PTA連合会	
7	タケムラ タケン 竹村 健	奈良市自治連合会	
8	ニシヤマ ヨウゲン 西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
9	ハタナカ ヤスノブ 畑中 康宣	奈良市PTA連合会 会長	
10	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
11	フジモト タカシ 藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
12	ホリヨシ ノリカ 堀越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
13	ヨコオ ノリオ 横尾 典男	株式会社平井眞美館 総務課長	
14	ワダ ヒデアキ 和田 憲明	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 代表理事	

平成26年5月28日 現在

奈良市子ども・子育て会議 事業計画策定部会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	岡本 サト子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
3	キタカ ミツヨ 北岡 光代	公募委員	
4	クリモト キョウ子 栗本 恭子	公募委員	
5	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	職務代理
6	ホリヨシ ノリカ 堀越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
7	ナカガワ マサミ 中川 昌美	奈良市子ども未来部 子ども政策課長	
8	岡崎 トシ彦 岡崎 利彦	奈良市子ども未来部 こども園推進課長	
9	タケウチ シンモ 竹内 義朋	奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課長	
10	カワジ ヒトミ 川尻 ひとみ	奈良市子ども未来部 子ども育成課長	
11	ノギ アケミ 野儀 あけみ	奈良市子ども未来部 子ども育て相談課長	
12	サガ イサ子 嵯峨 伊佐子	奈良市保健所 健康増進課長	
13	イハラ フシロ 石原 伸浩	奈良市教育委員会事務局 教育政策課長	
14	マツダ ヨシヒデ 松田 義秀	奈良市教育委員会学校教育部 地域教育課長	

平成26年4月24日 現在

奈良市子ども・子育て会議 認可・運営基準検討部会委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	カメモト カズヤ 亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
3	ミシヤマ ミウゲン 西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
4	フジモト タカシ 藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
5	ホリヨシ ノリカ 堀越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	代理

(平成26年4月17日 現在)

奈良市子ども・子育て会議 支給認定・利用者負担検討部会委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	カメモト カズヤ 亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
3	ミシヤマ ミウゲン 西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
4	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	
5	フジモト タカシ 藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
6	ホリヨシ ノリカ 堀越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	代理

(平成26年4月10日 現在)

奈 子 政 第 4 9 号
平成 2 6 年 4 月 3 日

奈良市子ども・子育て会議
会長 大方 美香 様

奈良市長 仲川 げん

諮 問

下記の事項について、奈良市子ども・子育て会議条例第2条の規定により諮問します。

記

- 子ども・子育て支援新制度に係る奈良市の各種施設の認可基準及び運営基準について
- 教育・保育給付の支給認定の基準について
- 特定教育・保育施設の利用に係る利用者負担及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の基準について
- その他、子ども子育て支援法に定める罰則等について

以上

諮問の趣旨

近年、急激な少子化の進行や、家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境の変化により、子育ての孤立感と負担感が増大しています。

そこで、国においては、様々な課題に対応するため、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連３法が平成２４年８月１０日に成立しました。この関連３法に基づく新たな制度では、子ども・子育てを社会全体で支えるべく、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されました。また、認定こども園制度を改善することにより、認定こども園の普及を進め、さらに、地域の実情に応じた子育て支援を充実させることにより、幼児期の学校教育・保育と地域の子育て支援を総合的に推進することが目指されています。

本市におきましては、地域のニーズに基づいた子ども・子育て支援事業計画の策定について既に奈良市子ども・子育て会議に諮問したところですが、さらに、各種施設の認可基準及び運営基準、教育・保育給付の支給認定基準、また利用者負担等について、子育て当事者や事業従事者等幅広い分野の方々に構成されている奈良市子ども・子育て会議にてご審議いただきたく、諮問するものです。

平成26年度の主な検討事項及びスケジュールについて

奈良市子ども未来部子ども政策課
平成26年5月28日

1. 主な検討事項について

項 目		主な検討事項	部会		
			事業計画	認可・運営	支給認定 利用者負担
事業計画		- 事業計画の策定 - 量の見込み、確保方策も含む	○		
基準 の 整備	認可 確認	- 幼保連携型認定こども園の認可基準 - 地域型保育事業の認可基準 - 確認制度に基づく運営基準		○	
	支給認定 利用者負担	- 支給認定基準 - 利用者負担のあり方等			○

2. 子ども・子育て会議の開催予定について

■現時点での予定であり、今後、開催回数が前後する可能性があります。

	市 の 動 き	子ども・子育て会議	部会		
			事業計画	認可・運営	支給認定 利用者負担
4～5月		1回開催	1回開催	2回開催	2回開催
6月	・パブリックコメント		1回開催		
7月		1回開催		1回開催	1回開催
8月			2回 程度 開催		
9月	・9月：市議会				
10～12月	・11月：パブリックコメント ・12月：市議会	3回 程度 開催	2回 程度 開催		2回 程度 開催
1～3月	・3月：市議会				
備 考	子ども・子育て会議のほか、子ども条例検討委員会や幼保再編検討委員会を開催しております。				

事業計画策定部会の審議報告について

※本資料に記載のデータは検討用の数値であり、確定されたニーズ量ではありません

奈良市子ども未来部子ども政策課
平成26年5月28日

教育・保育の提供区域の設定について

1. 教育・保育の提供区域とは

(1) 子ども・子育て支援事業計画と教育・保育の提供区域について

■子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

○市町村は、国の基本方針に即して5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定
○子ども・子育て支援事業計画には、以下の事項を記載する。

「教育・保育提供区域ごと」の各年度の

- ①教育・保育の量の見込みとその提供体制の確保の内容・実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの量の見込みとその提供体制の確保の内容・実施時期

①教育・保育	教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
	地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育所
②地域子ども・子育て支援事業		地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、 乳児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ など13事業

(2) 教育・保育の提供区域の設定にあたってのポイント

■ポイント1

教育・保育施設及び地域型保育事業の認可の際の「需給調整の判断基準」となるが、小中学校の校区の性質とは異なり、区域内外からの利用を制限するものではない、

■ポイント2

区域の数について、多くなり過ぎると居宅近辺での施設・事業の提供が可能となる反面、そもそも現時点で施設や事業が存在していない区域が発生したり、区域の中で発生する不足分に対する確保策が打ち出せない可能性がある。

また、区域の数が少なくなり過ぎると、柔軟な需給調整や事業の整備が可能となる一方で、居宅から移動できる範囲での施設・事業の提供ができず、ニーズに細かく対応することが難しくなる。

■ポイント3

利用者の居宅近辺での施設・事業の提供やニーズに細かく対応することは当然重要なポイントであるが、量の見込みに対する不足分、特に保育ニーズについてはピークを迎えるとされている平成29年度までに量の見込みに対応する整備を行うことが目指されていること、さらに本市の財政的な観点からも、各区域に柔軟に対応できるような実現可能な区域を設定する必要がある。

■ポイント4

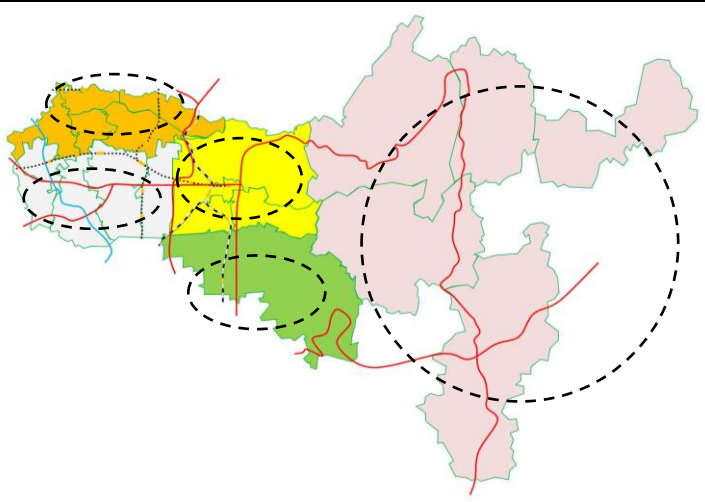
地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、認可に係る「需給調整の判断基準」という要素がある教育・保育の提供区域と異なり、さらに事業ごとでも性質や実施状況が異なることから、別途、区域を設定する必要がある。

2. 教育・保育の提供区域の設定について

(1) 教育・保育施設の提供区域について

- 教育・保育施設の現在の配置状況及び利用状況、今後の需給調整のとりやすさ、確保方策の実現可能性等を勘案し、以下に示す区域（案）を基本とする。

ただし、例えば、利用状況を把握する際に中学校区でも把握する等、地域性に留意するよう努めるものとする。

マップ	
区域数	5区域
考え方	・奈良市の総合計画における7ゾーンを基本とした ・その中で、本市の幼保施設の利用状況や今後の配置状況の方向性を勘案し、西北部ゾーンと中部ゾーンを、東部月ヶ瀬、都祁ゾーンをそれぞれ組合わせ、5つに区割り
考 察	・今後、少子化が進行することを見据えた場合、一定規模の広さの区域にしておく必要があるのではないか。 ・本市の幼稚園・保育所には通園区域がなく、特に保育所は待機児童が発生するとともに、保育ニーズの地域差も発生しており、今後の保育ニーズに対応するためには、一定規模の広さの区域内での調整が必要となるのではないか。 ・利用者の居宅付近に施設や事業を整備していくことは、当然重要なこと。一方で、計画年度内に各区域のニーズ量に対応しようとした場合、スピード感や本市の財政面から考えると、区域の細かさ・区域数の多さがかえって”あだ”となり、各区域に対応していくことが困難になるのではないか。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

- 前ページの教育・保育施設の区域と共通とはせず、事業の性質等を勘案して、下記の区域（案）を基本とする。

分類	事業名	提供区域（案）と考え方	
教育 保育	教育・保育施設		3ページを参照
	地域型保育事業		
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業	中学校区の組み合わせによる5区域	教育・保育施設との関連性による
	一時預かり事業		教育・保育施設との密接な関連性による
	延長保育事業		教育・保育施設との密接な関連性による
	放課後児童健全育成事業		現在の事業実態（各小学校に設置）による
	ファミリー・サポート・センター事業	全市を対象とする1区域	現在の事業実態による
	子育て短期支援事業		不定期で広域的な利用かつ現在の事業実態（市内 3に実施施設なし）による
	病児・病後児保育事業		不定期で広域的な利用かつ現在の事業実態（市内 4か所で実施）による
	養育支援訪問事業		事業の性質による
	乳児家庭全戸訪問事業		事業の性質による
	妊婦健診		事業の性質による
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		事業の性質による
	多様な主体が本制度に参集することを促進するための事業		事業の性質による
	利用者支援事業		事業の性質による

量の見込みの算出について

1. 「量の見込み」について

(1) 「量の見込み」の算出について

■「量の見込み」の算出の趣旨

- 子ども・子育て支援法に基づき、「（仮称）奈良市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなるが、その中には教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の5か年の「量の見込み」及び「確保の内容」を記載しなければならない。
- 「量の見込み」については、国が示す基本指針及び算定の手引きに基づいて、ニーズ調査結果等を活用しつつ算定することとなっている。

■「量の見込み」の算出の根拠

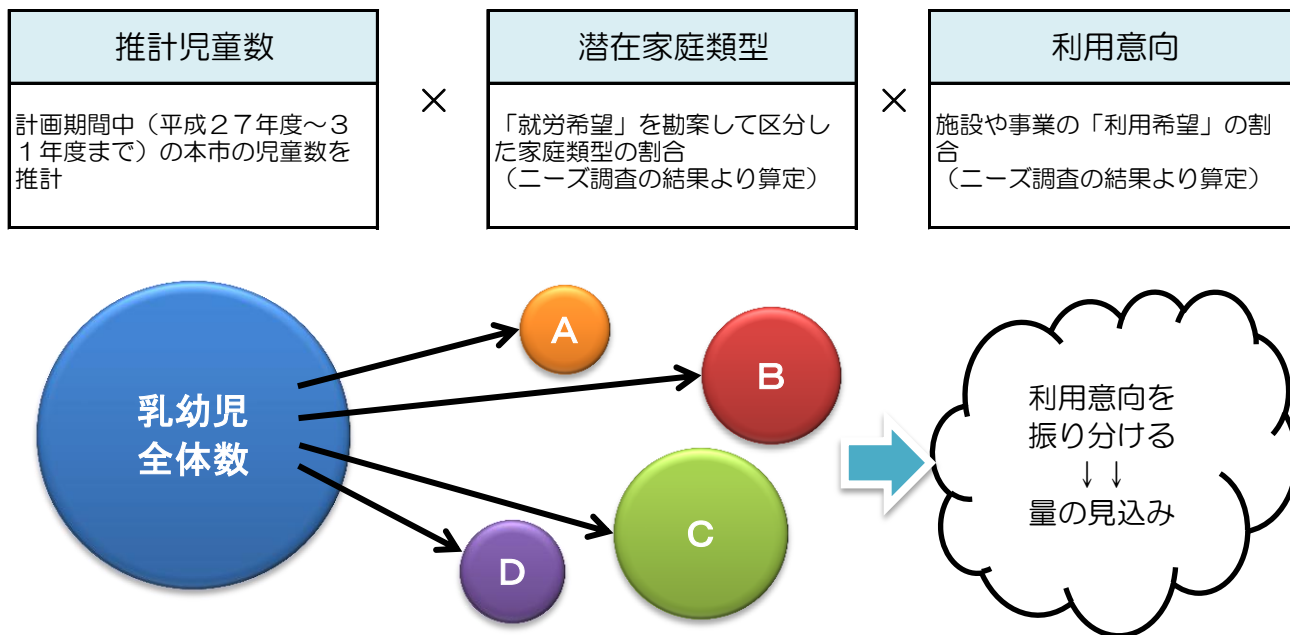
- 国からは、「量の見込み」の算定にあたっての考え方や算定方法が、全国一律の「参酌基準」（参考にするべき基準）として示されている。
 - ①「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」
→量の見込みを算定するための基本的な考え方
 - ②「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」
→量の見込みの具体的な算定方法

(2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象児童	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

2. 「国の手引き」による量の見込みの算出方法の概要

(1) 基本的なイメージ



(2) 3つのステップ

ステップ1	「潜在家庭類型」を分類・算出する
	- ニーズ調査の結果を基に、対象となる子どもの父母の有無及び就労状況により、潜在家庭類型8種類に分類する。 - 分類にあたっては、現在の就労状況に将来の就労意向を反映した「潜在家庭類型」によるものとし、各類型の実数及び割合を算出する。
ステップ2	各施設や事業の「利用意向」を算出する
	- 各事業に該当するニーズ調査の設問の回答状況より、「利用意向」を算出する。 - 基本的には、次の式により算出する。 （利用意向）＝（利用意向率）×（利用意向頻度） ※利用意向率…その事業を利用したい（している）と答えた割合 ※利用意向頻度…その事業を利用したい（している）と答えた頻度
ステップ3	「量の見込み」を算出する
	基本的には、次の式により算出する（年齢ごとに算出し積み上げ）。 （見込み量）＝（推計児童数）×（潜在家庭類型の割合）×（利用意向） ※利用意向…ステップ2で算出した利用意向

(3) 潜在家庭類型について

■ 潜在家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム × フルタイム
タイプC	フルタイム × パートタイム※ ※就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部
タイプC'	フルタイム × パートタイム※ ※就労時間：下限時間～120時間の一部＋下限時間未満
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム※ × パートタイム※ ※就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部
タイプE'	パートタイム※ × パートタイム※ ※就労時間：どちらかが下限時間～120時間の一部＋下限時間未満
タイプF	無業 × 無業

■ 潜在家庭類型概念図

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム 就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

3. 算出にあたっての本市の考え方

■国が示す「手引き」に基づき算定

- 基本的に、「国の手引き」で示された方法（推計児童数×潜在家庭類型×利用意向）に基づいて算定する。
- 国の手引きに記載がない事業については、「国の基本指針」を参考に算定する。

■就学後の保護者に対するニーズ調査の結果を活用

- 国が示していたニーズ調査イメージでは、就学後の保護者に対するニーズ調査については、その実施が任意であったため、国の算定の手引きでは、放課後児童クラブのような小学生対象の事業についても、就学前調査の結果のみで算定するようになっている。
- 実情を反映させるため、就学後の保護者に対する調査結果も活用することとする。

■必要に応じて本市の実情や考え方を加味

- 国の子ども・子育て会議において、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定時の調査における課題として、「実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向がある」という事項が挙げられていた。
- 今回も同様の現象が想定されていることから、国の手引きに基づいて算定する場合は、できる限り正確なニーズを把握するためにも、必要に応じて個別に工夫を行うものとする、



【想定される工夫の方法】

→ 利用意向率や頻度の精査 、 手引きの算定結果に一定の係数をかける 等

4. 本市の潜在家庭類型

(1) 0歳、1・2歳の潜在家庭類型

タイプ	父母の状況	割合 0歳	割合 1・2歳	認定号数
タイプC'	フルタイム × パートタイム	5.9%	3.8%	在宅
タイプD	専業主婦（夫）	46.9%	48.5%	
タイプE'	パートタイム × パートタイム	0.0%	0.0%	
タイプF	無業 × 無業	0.9%	0.7%	
タイプA	ひとり親家庭	2.2%	6.2%	3号 認定
タイプB	フルタイム × フルタイム	32.8%	30.7%	
タイプC	フルタイム × パートタイム	11.3%	10.0%	
タイプE	パートタイム × パートタイム	0.0%	0.0%	

(2) 3～5歳の潜在家庭類型

タイプ	父母の状況	割合 3～5歳	認定号数
タイプC'	フルタイム × パートタイム	7.9%	1号 認定
タイプD	専業主婦（夫）	46.1%	
タイプE'	パートタイム × パートタイム	0.1%	
タイプF	無業 × 無業	0.5%	
タイプA	ひとり親家庭	6.9%	2号 認定
タイプB	フルタイム × フルタイム	23.9%	
タイプC	フルタイム × パートタイム	14.5%	
タイプE	パートタイム × パートタイム	0.0%	

(3) 小学生の潜在家庭類型

タイプ	父母の状況	割合 低学年	割合 高学年	放課後
タイプC'	フルタイム × パートタイム	9.9%	12.0%	在宅等
タイプD	専業主婦（夫）	37.5%	26.6%	
タイプE'	パートタイム × パートタイム	0.0%	0.0%	
タイプF	無業 × 無業	0.5%	0.6%	
タイプA	ひとり親家庭	9.7%	9.7%	放課後
タイプB	フルタイム × フルタイム	21.5%	21.3%	
タイプC	フルタイム × パートタイム	21.0%	29.6%	
タイプE	パートタイム × パートタイム	0.0%	0.2%	

5. 国の手引きに基づく量の見込みについて（例：教育・保育）

【国の手引きに基づいて算出した、教育・保育施設の全市の数値】

- 実際に事業計画に記載する際は、提供区域ごとに記載
- この数値は今後さらに精査を行う

現在の利用状況	幼稚園（H25.5.1） 3～5歳：4,322人 ※幼稚園型認定こども園を含む	認可保育所（H26.3.1） 0歳： 717人 1～2歳：2,024人 3～5歳：3,363人
---------	--	---



子ども・子育て支援新制度

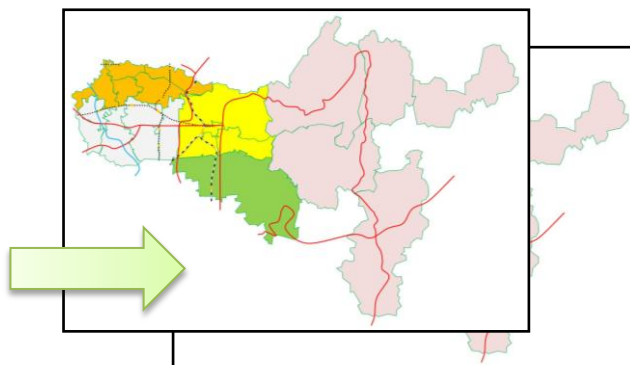
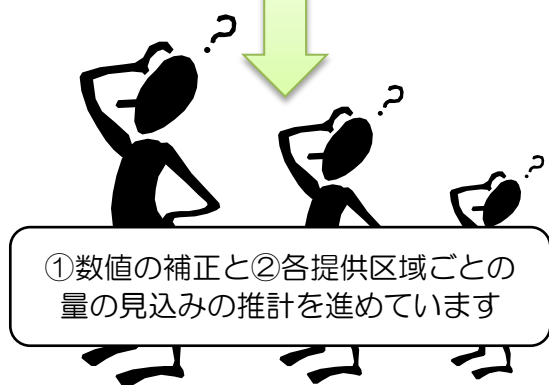
認 定 区 分	29年度	31年度
【1号認定】 ・教育標準時間認定 ・3歳～5歳、保育の必要性なし	4,063人	3,983人
2号 認定 ・保育認定① ・3～5歳、保育の必要性ありのうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定	493人	483人
・保育認定② ・3～5歳、保育の必要性ありのうち、上記①を除いたもの	3,112人	3,051人
3号 認定 ・保育認定 ・0歳	1,109人	1,074人
・保育認定 ・1～2歳	2,176人	2,112人

備 考	教育・保育については、国の方針により「待機児童解消加速化プラン」の目標年度である29年度までの整備が目指すこととされている。
-----	--

資料4別紙「国の手引き」に基づいて算出した量の見込みについて

○以下は、ニーズ調査の集計結果から「国の手引き」通りに算出した量の見込み

項目	対象年齢	H27	H28	H29	H30	H31
推計人口（0～5歳）	0～5歳	16,183	15,965	15,766	15,590	15,374
推計人口（6～11歳）	6～11歳	17,555	17,338	17,183	16,988	16,854
教育標準時間認定 （1号）	3～5歳	4,196	4,106	4,063	4,031	3,983
保育認定 （2号①：幼稚園）	3～5歳	506	498	493	489	483
保育認定 （2号②：上記①以外）	3～5歳	3,193	3,145	3,112	3,087	3,051
保育認定 （3号）	0歳	1,145	1,127	1,109	1,096	1,074
	1～2歳	2,230	2,207	2,176	2,142	2,112
時間外保育事業	0～5歳	2,595	2,561	2,529	2,500	2,466
放課後児童クラブ	低学年	2,527	2,525	2,465	2,444	2,407
	高学年	1,600	1,563	1,572	1,550	1,548
子育て支援短期事業	低学年	128	126	124	123	121
地域子育て支援拠点事業	0～2歳	35,301	34,886	34,377	33,880	33,335
一時預かり事業① （幼稚園・1号）	3～5歳	59,478	58,580	57,970	57,503	56,828
一時預かり事業② （幼稚園・2号）	3～5歳	124,523	122,644	121,366	120,389	118,975
一時預かり事業③ （その他）	0～5歳	196,847	194,290	191,748	189,426	186,678
病児・病後児保育事業	0～5歳	12,186	12,022	11,872	11,739	11,577
ファミリー・サポート ・センター	低学年	47	47	46	45	45
	高学年	192	188	189	186	186



○奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
学級の編成及び職員に関する基準	学級の編成	1 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。 2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
	職員	1 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2 特別な事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次のとおりとする。ただし、職員の数は、常時2人を下ってはならない。 満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人 満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人 満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
学級の編成及び職員に関する基準	職員	4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) 副園長又は教頭 (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 (3) 事務職員	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
	他の学校又は社会福祉施設の職員の兼務	1 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。	参酌すべき基準	現在保育所の基準を準用している内容で国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
		ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員については、この限りでない。	従うべき基準	
設備に関する基準	設備の一般要件	1 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。 2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
設備に関する基準	園舎及び園庭	1 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、(1)、(2)及び(6)に掲げる要件を満たすときは2階に、園舎を3階建て以上とする場合は、(2)から(8)までに掲げる要件を満たすときは、3階以上の階に設けることができる。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。 (2) 保育室等が設けられている階に応じ次の区分ごとに、それぞれに掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 2階に設ける場合 ア 常用 ①屋内階段 ②屋外階段 イ 避難用 ①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて	従うべき基準	園舎の階数、保育室等の設置階については、安全性を考えると3階以下の低層までに抑える考えもあるが、新たな制度をまずは進めるという点を重視し、規制をせず国基準とする。また、園舎及び園庭の面積についても現在の保育所、幼稚園のそれぞれの基準を引継いだものであるため特に異なるものにする事情等もないため国基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
設備に関する基準	園舎及び園庭	連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段 3階に設ける場合 ア 常用 ①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ②屋外階段 イ 避難用 ①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③屋外階段	従うべき基準	園舎の階数、保育室等の設置階については、安全性を考えると3階以下の低層までに抑える考えもあるが、新たな制度をまずは進めるという点を重視し、規制をせず国基準とする。また、園舎及び園庭の面積についても現在の保育所、幼稚園のそれぞれの基準を引継いだものであるため特に異なるものにする事情等もないため国基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
設備に関する基準	園舎及び園庭	4階以上の階に設ける場合 ア 常用 ① 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 イ 避難用 ① 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	従うべき基準	園舎の階数、保育室等の設置階については、安全性を考えると3階以下の低層までに抑える考えもあるが、新たな制度をまずは進めるという点を重視し、規制をせず国基準とする。 また、園舎及び園庭の面積についても現在の保育所、幼稚園のそれぞれの基準を引継いだものであるため特に異なるものにする事情等もないため国基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
設備に関する基準	園舎及び園庭	(3) (2)の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下であること。 (4) 調理室の部分とそれ以外の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (5) 施設内の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 (6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。 (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 (8) 備え付けられたカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防火処理が施されていること。 4 3 階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満 3 歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。	従うべき基準	園児の活動の場となるにふさわしい園庭・必要な面積の確保は、適切な教育・保育の提供、健全な教育・保育環境を整え、運動量の異なる園児を物理的に分けることによる園庭内の安全の確保といった質の向上につながることから園庭を園舎と同一敷地内隣接とする国の基準を本市の基準とする。 園舎の階数、保育室等の設置階については、安全性を考えると 3 階以下の低層も考えられるが新たな制度をまずは進めるという観点を重視し国基準とする。また、園舎及び園庭の面積についても現在の保育所、幼稚園のそれぞれの基準を引継いだものであるため特に異なるものにする事情等もないため国基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
設備に関する基準	園舎及び園庭	6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 満3歳以上の園児 次の級数に応じ面積 1 学級 180 平方メートル 2 学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ (2) 満3歳未満の園児 満3歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積として計算した面積 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 学級数に応じた面積 2 学級 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 3 学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ イ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 (2) 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積	従うべき基準	前頁と同様。
	園舎に備えるべき設備	1 園舎には、次に掲げる設備（乳児室又はほふく室は、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 (1) 職員室 (2) 乳児室又はほふく室	従うべき基準	保育所と幼稚園のそれぞれの基準を引継いだものであり、遊戯室と保育室、職員室と保健室の兼用などの弾力的な運用も必要と考えられることより国の基準を本市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
設備に関する基準	園舎に備えるべき設備	(3) 保育室 (4) 遊戯室 (5) 保健室 (6) 調理室 (7) 便所 (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入により行う幼保連携型認定こども園は、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、調理室を備えないことができる。この場合においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。	従うべき基準	保育所と幼稚園のそれぞれの基準を引継いだものであり、遊戯室と保育室、職員室と保健室の兼用などの弾力的な運用も必要と考えられることより国の基準を本市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
設備に関する基準	園舎に備えるべき設備	6 次に掲げる設備の面積は、それぞれに定める面積以上でなければならない。 (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	従うべき基準	保育所と幼稚園のそれぞれの基準を引継いだものであり、遊戯室と保育室、職員室と保健室の兼用などの弾力的な運用も必要と考えられることから国の基準を本市の基準とする。
		7 園舎には、次に掲げる施設を備えるよう努めなければならない。 (1) 放送聴取設備 (2) 映写設備 (3) 水遊び場 (4) 園児清浄用設備 (5) 図書室 (6) 会議室	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
設備に関する基準	園具及び教具	1 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。 2 園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
	他の施設及び設備の使用	1 幼保連携型認定こども園は、その運用上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
		ただし、保育室等については、この限りでない。	従うべき基準	
運営に関する基準	教育及び保育を行う期間及び時間	1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下ってはならないこと。 (2) 教育に係る標準的な 1 日当たりの時間（第 3 号において「教育時間」という。）は、4 時間であること。ただし、園児の発達の程度、地域の実態、季節等に適切に配慮するものとする。	従うべき基準	現在の幼稚園と保育所の基準を基に条文化した内容であり教育及び保育の標準的な 1 日当たりの時間についても就労状況等地域の実情に応じて定められるような弾力的な取扱いとなっているため、国の示された基準を市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
運営に関する基準	教育及び保育を行う期間及び時間	(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な1日当たりの時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、前号に規定する教育時間を含む。）は、8時間を原則とすること。 2 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な1日当たりの時間について、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。	参酌すべき基準	前頁と同様。
	食事の提供	1 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事の提供を行わなければならない。 2 幼保連携型認定こども園において、園児に対し、食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	従うべき基準	現在の保育所の基準をベースに規定され、特に異なる基準とすべき特別な事情等もないため国の示された基準を市の基準とする。 また、本項目には、食育という観点で園児への地域理解（自然、食文化、産業等の理解等）を深め、新鮮な食材を用いた給食の提供により、食を通じた健全育成を図るため、地元産の農産物等の使用を推進するという本市の独自性の項目を追加することを検討中。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
運営に関する基準	食事の提供	4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	従うべき基準	前頁と同様。
	食事の提供の特例	1 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。 (1) 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。 (3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。	従うべき基準	幼保連携型認定こども園で受け入れる子どもは、各園の判断で保育所と異なり満3歳以上児のみを対象と設定できるため満3歳以上児への外部搬入を選択可能とする国の基準を本市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
運営に関する基準	食事の提供の特例	(4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	従うべき基準	幼保連携型認定こども園で受け入れる子どもは、各園の判断で保育所と異なり満3歳以上児のみを対象と設定できるため満3歳以上児への外部搬入を選択可能とする国の基準を本市の基準とする。
	子育て支援事業の内容	1 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
	掲示	1 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
運営に関する基準	履修困難な教科の学習	1 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	（設備運営基準と幼保連携型認定こども園） 1 幼保連携型認定こども園の設備及び運営については、その基準の向上に努め、基準を理由に設備及び運営を低下させはならない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
		（幼保認定こども園の一般原則） 1 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 幼保連携型認定こども園には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。 また、幼保連携型認定こども園の一般原則として、本市で先に条例化されている暴力団を排除する項目を施設へ支払われる給付費が暴力団等への資金とならぬよう本市独自の基準に追加予定。
		（幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等） 1 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	（園児を平等に取り扱う原則） 1 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
		（虐待等の禁止） 1 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
		（懲戒に係る権限の濫用禁止） 1 幼保連携型認定こども園の長は、入園中の園児に対し児童福祉法第47条の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
		（秘密保持等） 1 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	（苦情への対応） 1 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育（満3歳未満の園児についてはその保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関し、市から指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
		（保護者との連絡） 1 幼保連携型認定こども園の長は、常に園児の保護者と密接な連絡を取り、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。		

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
附則	みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置	1 施行日から起算して5年間は、法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。 2 上記のみなし幼保連携型認定こども園の設備については、前に示した新たな幼保連携型認定こども園の設備基準にかかわらず、当分の間、なお、従前の例によることができる。	従うべき基準	その運営の実績により適正な運営が確保されていると認められる場合が前提条件であるため、国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
	職員配置に係る特例	1 施行日から起算して5年間は、幼保連携型認定こども園で副園長又は教頭をおく場合、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士資格の登録を有する者を配置することができる。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。
	幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	1 施行日の前日において現に幼稚園当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る特例は、当分の間、次のとおりとする。 (1) 保育室等は、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるときは2階に設けることができる。 (2) 園庭の面積は、学級数に応じ、それぞれに定める面積とする。 2 学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 3 学级以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	従うべき基準	その運営の実績により適正な運営が確保されていると認められる場合が前提条件であるため、国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
附則	幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	(3) 乳児室、ほふく室の面積は、次の居室の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定した面積以上でなければならない。 乳児室 1.65 平方メートルに、満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 ほふく室 3.3 平方メートルに、満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 2 施行日の前日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る特例は、当分の間、次のとおりとする。 (1) 保育室等は 1 階に設けるものとする。ただし、前に示した保育室等の設置階と設備の要件を満たすときは 2 階に、3 階以上の階に設けることができる。 (2) 園舎の面積は、対象年齢ごとの園児数に応じ、前に示した乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室の面積を算出し、合算した面積以上とする。 (3) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 ア 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積 イ 3.3 平方メートルに満 2 歳以上満 3 歳未満の園児数を乗じて得た面積	従うべき基準	その運営の実績により適正な運営が確保されていると認められる場合が前提条件であるため、国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

項目		国の基準（府省令）	条例への委任の方法	本市の考え方
附則	幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭を設けるものは、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。 (1) 園児が安全に移動できる場所であること。 (2) 園児が安全に利用できる場所であること。 (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。 (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。	従うべき基準	その運営の実績により適正な運営が確保されていると認められる場合が前提条件であるため、国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の示された基準を市の基準とする。

○施行期日：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行の日を予定

幼保連携型認定こども園の基準に関して、地方自治体において条例で定める事項として府省令「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」において定められたもので、それ以外の事項については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（仮称）」において定め、また各種通知等を発出される予定であるため、今回の条例において定める必要はないとされている。

○パブリックコメント手続までの経緯

1. 背景

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月より子ども・子育て支援の新たな制度が実施予定であり、新たな制度では、児童福祉法等に基づく認可等を前提とし、施設・事業者が運営基準等を満たしているかを確認して給付の対象とすることになっている。

この新制度実施に向けて、各施設等の認可や運営の基準を市が条例で定めることとされ、当該基準等を定める条例の制定が必要である。

2. これまでの流れ

- | | | |
|-------|------|---|
| 4月17日 | 第1回目 | 国の基準検討部会で審議し、示された内容を基に奈良市子ども・子育て認可・運営基準検討部会（以下「市基準検討部会」という。）で検討 |
| 5月9日 | 第2回目 | 4/30 発表された府省令と前回の市基準検討部会で出された意見を基に条例素案を検討 |

3. 基準検討部会でいただいたご意見の内容

<全般的>

- ・基準は超えてはならないことは理解するが、食事の提供（給食）の方法、園舎の階数、園舎と園庭の関係、保育室等の設置階など現実な活用として柔軟な対応ができるような基準とすべきである。

<学級編成>

- ・学級編成で1学級の園児数が原則35人以下とあるが市の基準では、もう少し厳しくしてはどうか。
- ・クラス定員といったものは、施設と密接に関わる問題であるため、いいことだと考えるが何年かの猶予期間を持ってもらいたい。

<食事の提供（給食）>

- ・給食については、自園調理が原則、例外として外部搬入。従うべき基準であれば仕方ないと思う。その中で食材の地産地消を追加することは素晴らしいことである。食材の地産地消は、いいことだが行き過ぎると民間委託等の場合には、かえってコスト高になる可能性がある。最近ではアレルギー対応が必要な子どもが多く、園運営をする中でヒヤッとすることが増えてきている実情がある中で外部搬入を認めるのは大丈夫かと考える。

<設備>

- ・保育室等の設置階については、子どもの安全を考えて4階以上の階への設置は認めない方向でどうか。

○奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

第1章 総則

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
家庭的保育事業者等の一般原則	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に配慮及び人格を尊重し、その運営を行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該事業の運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 4 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、事業目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 5 家庭的保育事業所等（〃を除く。）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。 また、家庭的保育事業等の一般原則として、本市で先に条例化されている暴力団を排除する項目を施設へ支払われる給付費が暴力団等への資金とならぬよう本市独自の基準に追加予定。
保育所等との連携	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りでない。 (1) 集団保育体験の機会設定、家庭的保育事業者等に対する相談に関する支援(2) 代替保育の提供(3) 当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設における教育又は保育の提供※(2)は、居宅訪問型事業を行う場所を除く。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
家庭的保育事業所等と非常災害	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）においては、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的計画を立て、訓練等をするように努めなければならない。 2 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、行わなければならない。	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	1 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、事業目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	従うべき基準：職員に係る部分 参酌すべき基準：上記以外	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
子どもの適切な処遇	子どもを平等に取り扱う原則・虐待等の禁止・懲戒に係る権限の濫用禁止	従うべき基準	国の示された基準を市の基準とする。
衛生管理	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は利用乳幼児の使用するものについて、衛生管理に努め、必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等（〃を除く。）は事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）で感染症等について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業所等（〃を除く。）には必要な医薬品等を備え適正に管理を行わなければならない。 4 居宅訪問型保育事業者は保育者の健康状態の必要な管理を行わなければならない。居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
食事	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）内で調理方法により行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、あらかじめ作成した献立に従い、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 3 食事は、前記によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 家庭的保育事業者等（〃を除く。）は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
食事の提供の特例	1 次の要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、食事の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し当該家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）に搬入する方法により行うことができる。ただし、当該事業所等において行うことが必要な調理加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 食事の提供の責任が事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。(2) 栄養士による必要な配慮が行われること。(3) 受託者は、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。こと。(4) 利用乳幼児の食事内容、回数・時機に適切に応じることができること。 (5) 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等、(3) 義務教育諸学校又は共同調理場（上記(1)(2)が困難な場合と市が認める場合に限る。）	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
利用乳幼児及び職員の健康診断	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児に対し利用開始時の健康診断、1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等（〃を除く。）は、前記にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、それらを行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3 1の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳等に記入するとともに、必要に応じ保育の提供の停止等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。 4 家庭的保育事業等の職員の健康診断は、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
家庭的保育事業所等内部の規程	家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）事業の目的及び運営の方針、（2）提供する保育の内容、（3）職員の職種、員数及び職務の内容、（4）保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日、（5）保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額、（6）乳児、幼児の区分ごとの利用定員、（7）事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項、（8）緊急時等における対応方法、（9）非常災害対策、（10）虐待の防止のための措置に関する事項、（11）その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
備える帳簿	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌すべき基準	特別な事情等もないため、国と同様の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
秘密保持等	1 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
苦情への対応	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は児童福祉法（以下「法」という。）第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

第2章 家庭的保育事業

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
設備の基準	家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所で実施するものとする。 設備等：乳幼児の保育を行う専用の部屋、乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備、衛生的な調理設備及び便所、同一の敷地内に乳幼児の屋外遊戯等に適した広さの庭（付近にある代替の場所を含む。）、火災報知及び消火器 部屋面積：9.9平方メートル（9.9平方メートルに3人を超える人数の1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上 屋外遊戯場の面積：満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上	従うべき基準：調理設備に係る部分に限る。 参酌すべき基準：上記以外	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
職員	1 家庭的保育事業所は、家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全部委託、搬入施設から食事搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者は、市長等が行う研修を修了した保育士又は同等以上の知識等を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当する者とする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長等が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。なお、家庭的保育者は、より高い保育の質を確保するため、必要な研修を終了した保育士のみと規定予定。また、子どもの処遇や安全・安心を確保するため、複数人で保育することとする規定を追加予定。
保育時間	(小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業に準用)	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
保育内容	・事業者は、保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従うべき基準	
保護者との連絡	・事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	

第3章 小規模保育事業

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
小規模保育事業の区分	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	従うべき基準	国基準と同様にする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
設備の基準 （A型）	小規模保育事業所A型の設備の基準は、次のとおりとする。 ※小規模保育事業所B型・利用定員19名以下の事業所内保育事業についても準用する。 ①乳児又は満2歳に満たない幼児 設備等：乳児室又はほふく室、調理設備及び便所、保育に必要な用具 乳児室又はほふく室の面積：乳幼児1人につき3.3平方メートル以上 ②満2歳以上の幼児 設備等：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある代替場所を含む。）、調理設備及び便所、保育に必要な用具 保育室又は遊戯室の面積：幼児1人につき1.98平方メートル以上 屋外遊戯場の面積：幼児1人につき3.3平方メートル以上 ③保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。※20名以上の事業所内保育事業においても同じ。 ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている階に応じ、次の区分ごとに、それぞれに掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 2階に設ける場合 ・常用 ①屋内階段 ②屋外階段 ・避難用 ①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段	従うべき基準：調理設備に係る部分に限る。 参酌すべき基準：上記以外	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。 保育室等の設置階及び屋外遊戯場の代替場所については、安全性を鑑みると、3階以下の低層や敷地内屋外遊戯場も考えられるが、新制度推進という観点を重視し国基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
設備の基準 （前頁の続き）	3階に設ける場合 ・ 常用 ①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段②屋外階段 ・ 避難用 ①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備③屋外階段 4階以上の階に設ける場合 ・ 常用 ①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段②建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 ・ 避難用 ①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路③建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ 小規模保育事業所A型の調理設備以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床、壁を貫通する部分又は	前頁と同様	前頁と同様

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
設備の基準 （前頁に続く）	これに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 （イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	前頁と同様	前頁と同様
職員（A型）	1 小規模保育事業所A型は、保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全部委託、搬入施設から食事搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）乳児 おおむね3人：1人、（2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人、（3）満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人：1人、（4）満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 2に規定する保育士の数の算定には、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
職員（B型）	1 小規模保育事業所B型は、保育士、市長等が行う研修を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全部委託、搬入施設から食事搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次に掲げる乳幼児の区分に応じ、下記に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人：1人、(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人、(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人：1人、(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 2に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 ※利用定員19名以下の小規模型事業所内保育事業においても上記と同じ基準	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
設備の基準（C型）	小規模保育事業所C型の設備の基準は、次のとおりとする。 ① 乳児又は満2歳に満たない幼児 設備等：乳児室又はほふく室、調理設備及び便所、保育に必要な用具 乳児室又はほふく室の面積：乳幼児1人につき3.3平方メートル以上 ② 満2歳以上の幼児 設備等：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所、保育に必要な用具 保育室又は遊戯室の面積：幼児1人につき3.3平方メートル以上 屋外遊戯場の面積：幼児1人につき3.3平方メートル以上 ③ 保育室等を2階以上に設ける建物は、設備の基準（A型）に掲げる要件に該当するものであること。	従うべき基準：調理設備に係る部分に限る 参酌すべき基準：上記以外	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。 保育室等の設置階及び屋外遊戯場の代替場所については、安全性を鑑みると、3階以下の低層や敷地内屋外遊戯場も考えられるが、新制度推進という観点を重視し国基準とする

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
職員（C型）	1 小規模保育事業所C型は、家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全部委託、搬入施設から食事搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。 子どもの処遇や安全・安心を確保するため、複数人で保育することとする規定を追加予定。
利用定員	小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 ※附則：この基準の施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) 集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項等の規定による便宜の提供に対応するために行う保育(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育(4) 居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育(5) 離島その他の地域であって、家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
設備及び備品	当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌すべき基準	国と同様にする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
職員	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
居宅訪問型保育連携施設	居宅訪問型保育事業者は、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りでない。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

第5章 事業所内保育事業

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方																		
利用定員の設定	事業所内保育事業者は、次に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれに定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。 <table><thead><tr><th>利用定員数</th><th>その他の乳幼児の数</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr><tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr><tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr><tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr><tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr><tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr><tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr><tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人 等</td></tr></tbody></table>	利用定員数	その他の乳幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人 等	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
利用定員数	その他の乳幼児の数																				
1人以上5人以下	1人																				
6人以上7人以下	2人																				
8人以上10人以下	3人																				
11人以上15人以下	4人																				
16人以上20人以下	5人																				
21人以上25人以下	6人																				
26人以上30人以下	7人																				
31人以上40人以下	10人 等																				

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
設備の基準 (利用定員が20人以上)	保育所型事業所内保育事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 ① 乳児又は満2歳に満たない幼児 設備等：乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所、保育に必要な用具 乳児室の面積：乳幼児1人につき1.65平方メートル以上 ほふく室の面積：乳幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 ② 満2歳以上の幼児 設備等：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理室、便所、保育に必要な用具 保育室又は遊戯室の面積：幼児1人につき1.98平方メートル以上 屋外遊戯場の面積：幼児1人につき3.3平方メートル以上	従うべき基準：調理室に係る部分に限る。 参酌すべき基準：上記以外	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。保育室等の設置階及び屋外遊戯場の代替場所については、安全性を鑑みると、3階以下の低層や敷地内屋外遊戯場も考えられるが、新制度推進という観点を重視し国基準とする。
職員（利用定員20名以上）	1 保育所型事業所内保育事業所は、保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全部委託、搬入施設から食事搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいできない。 (1) 乳児 おおむね3人：1人、(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人、(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人：1人、(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人：1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
連携施設に関する特例	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、集団保育体験の機会設定及び代替保育に係る連携協力を求めることを要しない。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
附則	1 省令の施行日の前日において、既存の法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事の提供、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の設備の基準（調理設備等に係る部分に限る。）、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の職員（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。 2 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市が認める場合は、保育所等との連携の規定にかかわらず、この省令の施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保しないことができる。 3 小規模保育事業B型の職員及び小規模型事業所内保育事業の職員の規定の適用については、家庭的保育補助者を保育従事者とみなす。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のパブリックコメント手続までの経緯

1. 背景

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月より子ども・子育て支援の新たな制度が実施予定である。

新たな制度では、保育の量的拡大を行うため、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の「地域型保育事業」が創設され、これらの質の向上を図るため、児童福祉法において、客観的な認可基準を国が示す省令に基づき、市にて条例を定めることとなっている。

2. これまでの流れ

4月17日 第1回目 国の基準検討部会で審議し、示された内容を基に奈良市子ども・子育て会議
認可・運営基準検討部会（以下「市基準検討部会」という。）で検討

5月 9日 第2回目 4月30日に発表された府省令と前回の市基準検討部会で出された意見を
基に条例素案を検討

3. 基準検討部会でいただいたご意見の内容

- ・保育士資格を持っていなくてもできる事業もあり、質の担保として基準に保育士資格を持っていることを入れて欲しい。
- ・食事における規定に地産地消の努力義務を入れて欲しい。
- ・保育室等の設置階については、子どもの安全を考えて4階以上の階への設置は認めない方向でして欲しい。
- ・非常時を考え、傾斜路は、あくまで屋外かつ2階を限度とし、傾斜路の角度についても、子どもが滑れる角度等少しでも抜け道がないようにして欲しい。

○奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子（案）

資料7

1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
一般原則	1 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育又は地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2 特定教育・保育施設等は、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して、当該利用乳幼児の立場に立って当該保育・教育を提供するように努めなければならない。 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	—	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。また、一般原則として、本市で先に条例化されている暴力団を排除する項目を施設へ支払われる給付費が暴力団等への資金とならぬよう本市独自の基準に追加予定。
利用定員	【定員設定の最低数】 保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。 【児童の年齢との関係】 ・認定こども園 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第1号（以下「1号認定」という。）：区分全体（3～5歳）で定員設定 法第19条第1項第2号（以下「2号認定」という。）：区分全体（3～5歳）で定員設定 法第19条第1項第3号（以下「3号認定」という。）：0歳の枠、1・2歳の枠で定員設定 ・幼稚園 1号認定：区分全体（3～5歳）で定員設定 ・保育所 2号認定：区分全体（3～5歳）で定員設定 3号認定：0歳の枠、1・2歳の枠で定員設定	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
内容及び手続きの説明及び同意（次頁に続く）	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、以下を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 【説明内容】 ①運営規程（*）の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担 ④その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項	従うべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
（前頁の続き） 内容及び手続きの 説明及び同意	2 利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者の承諾を得て文書に記すべき重要事項を次に掲げる電磁的方法により提供することができる。この場合、文書を交付したものとみなす。 ①電子メールでの送信 ②インターネットへの掲載 ③電子記録媒体（CD-ROM等）の交付 3 上記の方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力し文書を作成できるものでなければならない。 4 電子媒体にて重要事項を提供しようとするときはあらかじめ、利用申込者に対し、その電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 5 前記により承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは当該利用申込者に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 特定教育・保育施設は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 2 幼稚園又は認定こども園は、1号認定の利用申込がその区分の利用定員を超える場合、抽選、申込みを受けた順序、設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 保育所又は認定こども園は、2号又は3号認定の利用申込がその区分の利用定員を超える場合、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 2・3の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	従うべき基準	
	5 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	参酌すべき基準	
あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定教育・保育施設は、法第42条第1項の規定により当該施設の利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 認定こども園又は保育所は、2号認定・3号認定子どもの当該施設の利用について、児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従うべき基準	
受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する認定区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。	参酌すべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
支給認定の申請に係る援助	1 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
心身の状況等の把握	子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況の把握に努めなくてはならない。	参酌すべき基準	
小学校との連携	特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校又は他の特定教育・保育施設等と円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報提供等を行い、小学校や地域子ども・子育て支援事業を行う者等の機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準	
教育・保育の提供の記録	特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。）を提供した際は、保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、保護者から当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、上記利用者負担額等の受領に加え、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、保護者から支払を受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、上記３のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、以下の費用の額の支払を保護者から受けることができる。 ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用（３号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。２号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。） ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ その他通常必要とされるものに係る費用であって保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 上記３・４の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。 6 上記３・４の支払を求める際は、あらかじめ、使途及び額並びに保護者に支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、上記４による金銭の支払については、文書によることを要しない。	従うべき基準	
施設型給付等の額に係る通知等	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、その保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	参酌すべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
教育・保育の取扱い方針	特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ①幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること ②認定こども園（①を除く）：③④に掲げる事項 ③幼稚園：幼稚園教育要領 ④保育所：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
評価等	1 特定教育・保育施設は、提供する特定教育・保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定教育・保育施設は、定期的に保護者その他の関係者（当該施設の職員を除く）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	
相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参酌すべき基準	
緊急時等の対応	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育の提供中に子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	
支給認定保護者に関する市町村への通知	特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌すべき基準	
運営規程(*)	特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及び額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法等を含む） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設の運営に関する重要事項	参酌すべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
勤務体制の確保等	1 特定教育・保育施設は、子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のためにその研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
定員の遵守	特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌すべき基準	
掲示	特定教育・保育施設は、施設内の見やすい場所に以下の項目を掲示しなければならない。 ①運営規程（*）の概要 ②職員の勤務の体制 ③利用者負担 ④その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項	参酌すべき基準	
子どもの適切な処遇	・子どもを平等に取り扱う原則 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止	従うべき基準	
秘密保持等	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 3 関係機関（小学校、地域子ども・子育て支援事業等）に対して、子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	従うべき基準	
情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、保護者がその希望を踏まえて適切に施設の選択ができるように、施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	参酌すべき基準	
利益供与の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、子ども又はその家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	参酌すべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
苦情解決	1 特定教育・保育施設は、支給認定子ども又はその保護者その他当該家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14 条第1 項の規定により市が行う書類等の提出や提示の命令、市職員からの質問、施設等の検査に応じ、また、保護者等からの苦情に関し市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合、4 の改善の内容を市に報告しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
地域との連携等	特定教育・保育施設は、運営に当たって地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌すべき基準	
事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 ①事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その分析による改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定教育・保育施設は、事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。 3 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行わなければならない。	従うべき基準	
会計の区分	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌すべき基準	
記録の整備	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 2 教育・保育の提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から5 年間保存しなければならない。 ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③市への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌すべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
特別利用保育・特別利用教育の提供	【特定利用保育の基準】 1 保育所が1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 保育所が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る第1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子どもの総数が、2号認定こどもの利用定員の数を超えないものとする。 3 保育所が1の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、特定教育・保育施設の運営に関する基準の規定を適用する。 【特別利用教育の基準】 1 幼稚園が2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 幼稚園が、前記により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る2号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもの総数が、1号認定こどもの利用定員の数を超えないものとする。 3 幼稚園が1の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、特定教育・保育施設の運営に関する基準の規定を適用する。 ※特別利用保育・・・1号認定子どもが保育所から保育を受けること。 ※特別利用教育・・・2号認定子どもが幼稚園から教育を受けること。	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
附則	【特定保育所に関する特例】 1 特定保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価は、保護者の支払を、市の同意を得て、受けることができるとし、また、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等及びあつせん、調整及び要請に対する協力の規定は適用しない。 2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 【施設型給付費等に関する経過措置】 特定教育・保育施設が1号認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、利用者負担額等の受領の項目は、法本文の規定に掲げる額ではなく、法附則にて掲げる額とする。	従うべき基準	

2. 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
一般原則	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ
利用定員	1 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型及びB型は、利用定員数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とする。 2 特定地域型保育事業所ごとに、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。 ※事業所内保育事業の場合は、さらに従業員枠と地域枠に分ける。		
内容及び手続きの説明及び同意	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、以下を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 【説明内容】 ①運営規程（*）の概要 ②連携施設の種類、名称、連携協力の概要 ③職員の勤務体制 ④利用者負担 ⑤その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項 2～5については、1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ 2 利用の申込みに係る第3号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を利用している第3号認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の第3号認定こどもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前記の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。		
あっせん、調整及び要請に対する協力	1 1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ 2 地域型保育事業者は、3号認定子どもの当該施設利用について、以下1. 特定教育・保育施設の基準と同じ。		
受給資格等の確認	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
支給認定の申請に係る援助	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ
心身の状況等の把握	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ		
小学校との連携	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
教育・保育の提供の記録	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
利用者負担額等の受領	4 ③を除く。他は1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ		
施設型給付等の額に係る通知等	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
教育・保育の取扱い方針	児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。		
評価等	1 1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ 2 定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。		
相談及び援助	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
緊急時等の対応	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
支給認定保護者に関する市町村への通知	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
運営規程(*)	⑥利用定員を除く。他は、1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ		

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
勤務体制の確保等	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ
定員の遵守	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ。ただし、児童福祉法第24条第5項を除く。		
掲示	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
子どもの適切な処遇	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
秘密保持等	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
情報の提供等	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
利益供与の禁止	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
苦情解決	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
地域との連携等	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
事故発生の防止及び発生時の対応	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
会計の区分	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
記録の整備	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ		

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
特別利用地域型保育・特定利用地域型保育の提供	【特別利用地域型保育の基準】 1 特定地域型保育事業者が1号認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特別利用地域型保育を受ける子ども（1号認定）と通常の特地域型保育を受ける子ども（3号認定）の総数（もし下記特別利用地域型保育がある場合は2号認定子どもも含める）が当該施設の利用定員を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、1の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業者の運営に関する規定を適用する。 【特定利用地域型保育の基準】 1 特定地域型保育事業者が2号認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定利用地域型保育を提供する際は、地域型保育事業の認可基準を遵守すること。特定利用地域型保育を受ける子ども（2号認定）と、通常の特地域型保育を受ける子ども（3号認定）の総数（上記特別利用地域型保育も同時に提供する場合は1号認定子どもも含める）が当該施設の利用定員を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業者の運営に関する基準の規定を適用する。 ※特別利用地域型保育・・・1号認定子どもが地域型保育を受けること。 ※特定利用地域型保育・・・2号認定子どもが地域型保育を受けること。	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ
特定教育・保育施設等との連携	1 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、以下の項目について連携協力を行う特定教育・保育施設（以下、連携施設）を適切に確保しなければならない。※離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りではない。 ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容に対する相談助言・支援を行うこと。 ②代替保育を提供すること。 ③保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき引き続き保育を提供すること。 2 居宅訪問型保育事業者は、障害・疾病等により集団保育が困難な乳幼児に対する保育を行う場合、あらかじめ連携する障がい児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。※離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りではない。 3 小学校就学前の子どもの利用定員が20人以上の事業所内保育事業は、連携施設の確保に関し1の①・②に係る連携協力を求めることを要しない。 4 保育の提供の終了に際し、子どもが連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に保育・教育を受けられるよう、子どもについての情報提供を行い、連携施設等との密接な連携に努めなければならない。	従うべき基準 参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
附則	(利用定員に関する経過措置) 1 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、利用定員を6人以上15人以下とする。 (連携施設に関する経過措置) 2 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、特定教育・保育施設等との連携の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準のパブリックコメント手続までの経緯

1. 背景

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月より子ども・子育て支援の新たな制度が実施予定である。教育・保育施設、地域型保育事業者が新制度における公費の給付対象である「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」として位置づけられるためには、「認可」と「確認」の両方を受けることが必要となっている。認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、子ども・子育て支援法において、その申請に基づき、給付の対象となるかどうかを「確認」するために満たすべき基準を市にて定めることとなっている。

2. これまでの流れ

- 4月17日 第1回目 国の基準検討部会で審議し、示された内容を基に奈良市子ども・子育て会議
認可・運営基準検討部会（以下「市基準検討部会」という。）で検討
- 5月 9日 第2回目 4月30日に発表された府省令と前回の市基準検討部会で出された意見を
基に条例素案を検討

3. 基準検討部会でいただいたご意見の内容

- ・運営規程の情報公開について正規非正規あるいは資格や勤続年数という情報も公開して欲しい。
今まで以上に細かい情報公開を事業者に求めてもらいたい。
- ・上乗せ徴収は、最低限度とし、保護者の同意は原則とし、市の同意を求めて欲しい。
- ・「特定教育・保育施設の設置者は、市のあつせん及び要請に、できる限り協力しなければならない。」となっているが、「できる限り」はいらないのではないか。
- ・第三者評価については、義務化してもらいたい。また、公認会計士を入れた方がよいのではないか。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

平成26年5月28日
奈良市教育委員会事務局 学校教育部 地域教育課

I. 基本的な考え方

1. 条例制定の背景

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立したことに伴い、児童福祉法第三十四条の八^{*1}に放課後児童健全育成事業についての届出規定が新設され、同法第三十四条の八の二^{*2}により、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準に基づき、条例で基準を定めなければならないこととされました。市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされました。

- *1 改正児童福祉法第三十四条の八 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。
- *2 改正児童福祉法第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。
② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

2. 現状の関連基準

○児童福祉法第六条の三第二項^{*3}
○放課後児童クラブガイドラインについて（平成19年・雇児発第1019001号）
○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年3月26日条例第9号）
○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年5月8日教育委員規則第3号）
○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例に規定する入所承認等の取消しに関する事務取扱要綱（平成24年11月13日教育委員会告示第20号）

- *3 児童福祉法第六条の三第二項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3. 条例で定める項目

分類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
（１）総論関係	①放課後児童健全育成事業者の一般原則等	参酌すべき基準
（２）設備関係	②職員の一般的要件等	参酌すべき基準
（３）職員関係	放課後児童健全育成事業所に設ける設備	参酌すべき基準
（４）その他	放課後児童健全育成事業に従事する者	従うべき基準
	その他の運営基準	参酌すべき基準

4. 条例策定の考え方

本市の放課後児童健全育成事業は地方自治法第180条の2の規定により、市長から奈良市教育委員会に委任されている事務であるため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例について、奈良市子ども・子育て会議における審議を受けて奈良市教育委員会で策定するものとし、

Ⅱ. 国の示す方針に対する本市の基準

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	省令	従／参	本市の基準（案）
放課後児童健全育成事業の一般原則 （厚生労働省令第五条）	1 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参	国の基準のとおり
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策（厚生労働省令第六条）	1 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	参	国の基準のとおり

項目	省令	従／参	本市の基準（案）
	2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。		
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件（厚生労働省令第七条）	放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参	国の基準のとおり
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等（厚生労働省令第八条）	1 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国の基準のとおり
設備の基準（厚生労働省令第九条）	1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	参	国の基準のとおり

項目	省令	従／参	本市の基準（案）
職員（厚生労働省令第十条）	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ① 保育士の資格を有する者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項^{*4}の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの ④ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤ 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	従	国の基準のとおり

*4 学校教育法第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

項目	省令	従／参	本市の基準（案）
	⑥ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項^{*5}の規定により大学院への入学が認められた者 ⑦ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨ 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを行い、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	従	国の基準のとおり
利用者を平等に取り扱う原則（厚生労働省令第十一条）	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参	国の基準のとおり

^{*5} 学校教育法第百二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者としてすることができる。

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

項目	省令	従／参	本市の基準（案）
虐待等の禁止（厚生労働省令第十二条）	放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号 ^{*6} に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参	国の基準のとおり
衛生管理等（厚生労働省令第十三条）	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参	国の基準のとおり
運営規程（厚生労働省令第十四条）	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ③ 開所している日及び時間 ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤ 利用定員 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ 事業の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要事項	参	国の基準のとおり

^{*6} 第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

項目	省令	従／参	本市の基準（案）
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿（厚生労働省令第十五条）	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	国の基準のとおり
秘密保持等（厚生労働省令第十六条）	- 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 - 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	参	国の基準のとおり
苦情への対応（厚生労働省令第十七条）	- 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 - 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 - 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条^{*7}に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項^{*8}の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参	国の基準のとおり
開所時間及び日数（厚生労働省令第十八条）	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	参	国の基準のとおり

^{*7} 社会福祉法第八十三条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

^{*8} 社会福祉法第八十五条第一項 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

項目	省令	従／参	本市の基準（案）
	① 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間 ② 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	参	国の基準のとおり
保護者との連絡（厚生労働省令第十九条）	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参	国の基準のとおり
関係機関との連携（厚生労働省令第二十条）	放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参	国の基準のとおり
事故発生時の対応（厚生労働省令第二十一条）	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参	国の基準のとおり
施行期日（厚生労働省令附則第一条）	この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。	参	この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。
職員の経過措置（厚生労働省令附則第二条）	この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	参	この条例の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

Ⅲ. 参考資料

1. 本市の放課後児童健全育成事業の概要

放課後児童健全育成事業は児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後に放課後児童健全育成事業施設において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。市立放課後児童健全育成事業施設についてはバンビーホームという名称を使用しています。また、社会福祉法人が運営する放課後児童健全育成事業施設が市内に3箇所あります。

2. 市立バンビーホームの状況

入所資格	児童の要件：奈良市在住の小学生（1年生から6年生） 保護者の要件：就労、疾病、障がい、看護、就学等の理由により昼間常時児童の保育ができないこと
利用料金	通常保育分：1人目の児童（月額3,000円）、同一世帯2人目の児童（月額2,000円）、同一世帯3人目以降の児童（無料） 延長保育分：1人目の児童（月額1,000円/利用1時間）、同一世帯2人目の児童（月額500円/利用1時間）、同一世帯3人目以降の児童（無料）
開所日	月曜日から土曜日まで
閉所日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
開所時間	授業のある日：通常保育（放課後から午後5時）、延長保育（午後5時から午後6時） 授業のない日：（春・夏・冬休み、学校代休日等）：通常保育（午前8時から午後5時）、延長保育（午後5時から午後6時） 土曜日：通常保育（午前9時から午後3時）、延長保育なし 春・夏・冬休み期間中の土曜日：通常保育（午前8時から午後5時）、延長保育なし ※午後7時までの試行延長実施ホーム6ホーム（長期休暇中は試行延長なし）
施設数	46ホーム（うち東部4ホーム月ヶ瀬・柳生・田原・興東は地域協議会への委託実施）
定員	なし
児童数	3,155人（平成26年4月1日現在）
臨時閉所等	奈良市に気象警報発令時は閉所、インフルエンザなどで学級閉鎖時はその学級在籍児童は出席停止
指導員	非常勤嘱託職員139人、臨時職員（アルバイト）74人、臨時職員（代替）67人※原則として教員免許又は保育士資格保持者
指導員配置	児童数が49人以下のホームは2人配置、50人以上のホームは児童数が20人増えるごとに1人加配
施設	小学校余裕教室13箇所、専用施設33箇所（平成26年4月1日現在）

3. 民間放課後児童健全育成事業施設の状況（別紙1）

奈良市の民間放課後児童健全育成事業施設

名称	中登美小さな森キッズクラブ		佐保山キッズクラブ「バンビ」		K kid's school	
設置主体	社会福祉法人 奈良社会福祉院		社会福祉法人 奈良社会福祉院		社会福祉法人 希望の会	
住所	中登美ヶ丘1-1994-3		法蓮町1368		あやめ池北2-3-97	
電話番号	44-0351		22-3070		46-0710	
指導員	7名		2名		4名	
定員	60～70名		佐保山保育園卒園児対象 4年生まで 27名		1～6年 各4名 計24名	
開所時間	平日 7:00～19:30 土曜 7:00～17:00		平日 7:00～19:00 土曜 7:00～17:00		平日 8:00～19:30 土曜 8:30～17:30	
保育料	月額 1年14,000円 (学年毎に 1,000円ずつ下がる、市外 17,000円、入会金 10,000円) 土曜1時間 900円 長期休暇 1日 500円 選択プログラムは、なし		月額 6,000円 入会金 5,000円 (卒園児外10,000円) 夏休み 1ヵ月 2,000円 春・冬休み 1ヵ月 500円		月額 35,000円 (長期休暇中 54,000円) 土曜1日 4,000円 選択プログラムは、別料金 (例; そろばん 1回 1,000円 英語 月(隔週) 2,500円)	
選択プログラム	長期休暇中(単発) 科学実験、クラフト、習字(ボランティア・指導員が指導) 学期に1回 サッカー		長期休暇中(単発) 習字、そろばん、音楽(リコーダー)、指導員が指導		週1回 20名程度 体育指導、習字、そろばん、英語 週3回 12名 ピアノ	
プログラム	授業がある日	授業がない日	授業がある日	授業がない日	授業がある日	授業がない日
	15:00～ お迎え、宿題 16:30～ おやつ 17:00～ 自由遊び、クラブ活動 18:00～ 降園準備 19:00 閉園	7:00～ 受入、学習・読書、自由遊び 12:00～ 昼食 13:00～ 自由遊び 15:00～ おやつ 15:30～ 自由遊び、外遊び 18:30～ 降園準備 19:00～ 閉園 (土曜は、17時まで)	15:00～ お迎え、宿題 16:30～ おやつ 17:00～ 自由遊び、クラブ活動 18:00～ 降園準備 19:00 閉園	7:00～ 受入、学習・読書、自由遊び 12:00～ 昼食 13:00～ 自由遊び 15:00～ おやつ 15:30～ 自由遊び、外遊び 18:30～ 降園準備 19:00～ 閉園 (土曜は、17時まで)	～15:30 順次登園 15:30～ おやつ 15:50～ 応援プログラム、選択プログラム 17:00～ (自習)宿題 18:00～ 順次降園	8:30～ 受入 9:30～ 朝の会 9:40～ 学習タイム 11:00～ 自由遊び 12:30～ 昼食 13:30～ 読書タイム、掃除 15:30～ おやつ 15:50～ 選択プログラム 17:30～ 順次降園
おやつ	生協から購入、行事の時には子どもたちに作らせる。(保育園に栄養士が常駐)		購入品、行事の時には子どもたちに作らせる。(保育園に栄養士が常駐)		家庭から各自持参	
その他	・送迎あり ・図書館にて読書(週2回)		・送迎あり ・図書館にて読書		・送迎あり ・市のバンビーホームとの併用あり ・学級閉鎖の場合も、本人が健康であれば保育可	

○奈良市支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準骨子（案）

資料9

項目	国の基準の方針案	条例への委任方法	本市の考え方
保育の必要量 （区分）	時間の区分 新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と、主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行う。その際には、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、大括りな2区分とする。	従うべき基準	国の方針どおり
	保育標準時間 ・フルタイムの就労とそれに近い場合を想定。就労時間の下限は1週当たり30時間程度。	従うべき基準	国の方針どおり
	保育短時間 ・両方またはいずれかの保護者がパートタイムでの就労を想定。	従うべき基準	国の方針どおり
	就労以外に、保育標準時間、保育短時間の区分を設ける事由は、「親族の介護・看護」など。	従うべき基準	国の方針どおり
	事由が「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVの恐れがあること」は区分を設けない。保育標準時間を一区分とする。	従うべき基準	国の方針どおり
保育必要量	保育標準時間の枠 ・1日11時間までの利用に対応 ・1ヶ月当たり平均275時間(最大292～最低212時間)を基本とする。	従うべき基準	国の方針どおり
	保育短時間利用の枠 ・1日8時間までの利用に対応 ・1ヶ月当たり平均200時間（最大212時間）を基本とする。	従うべき基準	国の方針どおり
	短時間利用枠の「就労時間の下限」 ・1ヶ月当たり平均48時間以上64時間以下の範囲で市が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。 ・「就労時間の下限」は保育の量的確保等に時間を要すること等を顧慮し、最大10年間程度の経過措置期間を設け対応する。	従うべき基準	奈良市における保護者の就労実態（ニーズ調査）、奈良市の事業計画に基づく教育・保育給付提供体制のなかで保育の量的確保、及び現状の待機児童数を勘案して、96時間を「就労時間の下限」とし、経過期間を設けたうえで、国の方針（案）の「就労時間の下限」に則った時間の設定を目指していく。
	現在、保育所に入所中の児童については、就労時間の下限時間に変更があっても、入所継続できる経過措置を講ずる。	従うべき基準	国の方針どおり

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
優先利用	待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法24条5項に基づく措置制度も併せて活用することとする。	従うべき基準	国の方針どおり
	①ひとり親家庭 ・母子及び寡婦福祉法第28条	参酌すべき基準	国の方針どおり
	②生活保護世帯 ・就労による自立支援につながる場合	参酌すべき基準	国の方針どおり
	③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	参酌すべき基準	国の方針どおり
	④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合 ・児童虐待の防止等に関する法律13条の2	参酌すべき基準	国の方針どおり
	⑤子どもが障がい有する場合	参酌すべき基準	国の方針どおり
	⑥育児休業明けの保育所等の利用を希望する場合 ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、施設等の利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1歳時点まで育児休業を取得し復帰する場合	参酌すべき基準	国の方針どおり
	⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合	参酌すべき基準	国の方針どおり
	⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ・連携施設に関する経過措置	参酌すべき基準	国の方針どおり
	⑨その他市が定める事由	参酌すべき基準	国の方針どおり

○パブリックコメント手続までの経緯（支給認定）

1. 背景

現行制度においては、児童福祉法第24条の規定に基づき、保育等の実施基準について条例で定めているところであるが、整備法により改正された児童福祉法ではこの規定が削除され、支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることから、既存の条例を廃止することになる。そのなかで保育の必要性の認定に係る事由については、「子ども・子育て支援法施行規則(仮称)」の規定に基づき行われることになり、改めて市町村の条例で定める必要はない。優先利用については、その具体的な取り扱いについては通知にて運用を示す予定とのことである。この状況を踏まえ、「就労時間の下限」と「優先利用」について規則を定めるところである。

2. これまでの流れ

5月 2日 第1回目 国の都道府県等説明会での資料に示された内容を基に奈良市子ども・子育て支給認定・利用者負担検討部会（以下「市支給認定検討部会」という。）で検討

5月23日 第2回目 5月16日に情報提供のあった通知と支給認定検討部会で出された意見を基にした基準骨子案について検討

3. 検討部会でいただいたご意見の内容

<全般的>

- ・市町村の定める事由や市町村が認める場合といった市の裁量に委ねられているところについては、パブリックコメントで市民の意見を聞き取り、規則に反映できることは運用をしてもらいたい。

<就労時間の下限>

- ・国の方針では48時間以上64時間以下の範囲を基本としていることから、奈良市の基準案96時間については経過期間を設けたうえで国の方針を目指すように検討願いたい。

<優先利用>

- ・子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえて、保護者が安心して保育所を利用できるような、柔軟な対応や運用について検討を願いたい。